

令和 4年 第1回臨時会

自 令和 4年 1月21日

至 令和 4年 2月 1日

松川町議会会議録



松 川 町 議 会

令和4年

第 1 回 臨 時 会

令和4年 第1回 松川町議会臨時会

会 期

令和 4年 1月21日

13日間

令和 4年 2月 2日

日 程 表

月日	曜日	日 程	頁
1.21	金	開 会 令和4年 1月21日（金曜日） 午後3時00分 開会宣告 議事日程の報告 日程第 1 会議録署名議員の指名 日程第 2 会期の決定 日程第 3 町長あいさつ 日程第 4 議案審議（1件） 議案第1号 散 会	10 11
22	土		
23	日		
24	月		
25	火		
26	水		
27	木		
28	金		
29	土		
30	日		
31	月		

月日	曜日	日	程	頁
2.1	火	再 開 令和4年2月1日(火曜日)	午後1時30分	
		開議宣告		24
		議事日程の報告		
		日程第 1 議案審議(1件)		
		議案第1号		
		日程第 2 町長あいさつ		42
		閉 会		
2	水			

付議議案および議決結果一覧表

《 議案審議 》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
議案第 1 号	令和3年度松川町一般会計補正予算（第6回）について	1月21日	2月1日	修 正 可 決	24

令和4年 松川町議会 第1回臨時会
(第 1 日 目)

令和4年第1回松川町議会臨時会会議録 (第 1 日 目)

令和4年1月21日（金曜日）

午後3時00分 開議

開会宣告

議事日程の報告

日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 町長あいさつ

第 4 議案第1号 令和3年度松川町一般会計補正予算（第6回）について

散 会

出席議員 13名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

開会宣告

- 議長（黒澤哲郎） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和 4 年第 1 回松川町議会臨時会を開会いたします。

議事日程の報告

- 議長（黒澤哲郎） 議事日程の報告でございますが、本日の日程につきましてはお手元に配布のとおりであります。

本日の臨時会に理事者、各課長、局長の出席を求めています。

株式会社チャンネル・ユーのケーブルテレビ生中継の許可をしてあります。

=== 日程第 1 会議録署名議員の指名 ===

- 議長（黒澤哲郎） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名についてであります。松川町議会会議規則第 126 条の規定により 4 番、米山郁子議員、5 番、川瀬八十治議員を指名いたします。

=== 日程第 2 会期の決定 ===

- 議長（黒澤哲郎） 続いて、日程第 2、会期の決定についてお諮りをいたします。

本臨時会の会期につきましては、本日から 2 月 2 日までの 13 日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- 議長（黒澤哲郎） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日から 2 月 2 日までの 13 日間と決定をいたしました。

=== 日程第 3 町長あいさつ ===

- 議長（黒澤哲郎） それでは日程第 3、町長あいさつであります。

宮下町長。

- 町長（宮下智博） 皆さん、こんにちは。

年が明けて最初の臨時会に先立ちまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

今回、今、議場が改修中ということもございまして、いつもと違った会場での臨時会

となりますが、心新たに望ませていただきます。よろしくお願いいたします。

現在、新型コロナウイルスにつきましては、長野県全県ではレベル4、松川町においては年明けより1月6日に陽性者が発生し、本日までの間に累計20名の方が陽性と確認されており、松川町においてはレベル5という状態になっております。まずは感染されました方、また、その周りで支えていただいておりますご家族の皆様にお見舞いを。そして、何よりも最前線に立っていただいております、医療現場や高齢者施設の従事者の皆様に心より感謝を申し上げます。

報道されておりますとおりオミクロン株になりまして、大変、感染経路が不明な方が増えてきております。本当に様々な機会での感染というのが確認をされている状態でございます。どんなに気をつけておりましたも感染の可能性はあります。住民の皆様方には引き続き感染症対策の徹底を。具体的には感染リスクのある場でのマスク着用の徹底を改めてお願いを申し上げます。

また、先ほど長野県も近く「まん延防止等重点措置」を国に申請するというような表明をしたところでございます。松川町といたしましても、引き続き飯田保健所と緊密に連携し、必要な措置を適切に行ってまいりますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

また、陽性となった方が今後も発生されること考えられますので、ぜひ誹謗中傷など避けて、誰も責めない町としての皆様の行動をよろしくお願いいたします。

さて、本臨時会に上程をさせていただきます議題につきましては、一般会計補正予算（第6回）についてでございます。

主なものとしましては、住民税非課税世帯と家計急変世帯に対する1世帯当たり10万円を給付する臨時特別給付金事業について。また、仮称「元気センター」の建設工事におきます施設解体費についてでございます。

特にこの「元気センター」についての予算でございますが、一刻も早い事業の進捗のため、今回の臨時会に上程をさせていただいております。よろしくご審議をお願いいたします。

以上、今臨時会での慎重な審議をお願いをいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

=== 日程第4 議案審議 ===

◇ 議案第1号 令和3年度松川町一般会計補正予算（第6回）について

○議長（黒澤哲郎） 日程第4、議案第1号、令和3年度松川町一般会計補正予算（第6回）に

ついてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田副町長。

○副町長（岡田憲輔） 議案第1号をお願いいたします。

＝ 議案第1号 朗読・説明 ＝

○議長（黒澤哲郎） 説明を終わります。

ここで質疑を行います。質疑はございませんか。

米山俊孝議員。

○11番（米山俊孝） これは総括質疑のようなのでありますので、委員会の皆さんは質問できないと思いますので、先ほど全協の中で触れられた内容についても含めた中で質問させていただきたいと思いますが。

先ほどの件につきまして小さなことは結構でございますけれど、いわゆる1,900万円くらいのものが6,500万円の費用に増額になったということ。これのですね、今回の臨時会の補正予算としての出し方ですね、プロセスについて本当にしっかり説明が議決するまでの間にちゃんとしてくれるのかどうか、できるのかどうかということが一番心配をするところです。

というのは、「元気センター」はもう町民、皆さんみんな待ち望んでいることであると思います。ただ、待ち望んでいると同時に、やはり先ほど川瀬議員のほうからもお話がございましたけれど、旧のあの建物付きの土地を買うお金、それから今回の解体費用含めると1億円以上のお金がその建物に施設に、もしあそこできるとしたら付加される、あの場所で造るとしたら付加されるわけであります。

そういった中で、やはりこういったものについては、しっかりとした町民説明にできるかどうかということ、できるかどうかというよりしっかりとした説明をしていただかなければならんと、こういうように思うわけであります。

そんな中で、これから25日には委員会審議で子細については討論されると思いますが、そんな中で全体的にこれらについてのものの考え方によってはあそこで壊らずしてほかの建物に使ったとすれば、何かの用途に使ったとすれば、新しい更地で建て直したとすれば、6,500万円を使わなくても事は済むというようなものの考え方もできるわけでありまして、いろいろな形での中でのやはり物事ありきで全てを考えていくんじゃなくて、しっかり熟慮してほしいという思いの中で、ちょっと本来でしたらこんな一般

質問みたいなことをしちゃいけないんですけど、町長の思いをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

何とかあそこで早くやりたい、早く「元気センター」を開業したいという思いは議会の皆様、また私たち実務を行うほうも一緒だと思っております。

そうした中で、やはり予算が思ったより高いのではないかという話につきましては、今回、委員会質疑の中でもお話をさせていただきますが、やはり、でも、やらなければいけない事業ということでの方向性は一緒だと思っておりますので、そこはきちんと説明を果たした上で粛々とやっていくということをご理解いただければと思っております。

ありがとうございます。

○議長（黒澤哲郎） 米山俊孝議員。

○11番（米山俊孝） 確認のようで失礼ですけど、しっかり説明をですね、これだけのお金かかってもこれだけの価値があるんだということが説明が大事なことだと思いますので、しっかりお願いしたいと思えますし、また、もし、いろんな元に戻す話じゃないですけど、いろんな形の中で考えることってということも、やはり建設委員会も通してなくてここにこうやって予算が出てくること自体もまたまずいことだと思いますし、ぜひしっかりした後付けになりますけれど、説明をお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） それでは、ほかに質疑ございますか。

松井議員。

担当常任委員会以外の方の発言をお願いします。

○13番（松井悦子） 歳入のほうですけど、駄目ですか。

○議長（黒澤哲郎） 歳入も含めて。

○13番（松井悦子） 歳入も含めてですか。はい、それじゃあいいです。

○議長（黒澤哲郎） ですので、一般会計。

担当常任委員会のところで質問をお願いしたいと思います。

○13番（松井悦子） 財政のほうなんでいいかなと思ったんですけどね。駄目ですか。

○議長（黒澤哲郎） 委員会審議でぜひしっかりお願いをしたいと思えますが。

ほかに質疑ございますか。

森谷議員。

○10番（森谷岩夫） 私も米山議員と同じような意見でありますけれども、意見というか質問をさせていただきますが、当初、私もお世話になっとなったときに買うということで、福祉施設に使うと。ついては、管財人が町と一緒にというようなことも、町の弁護士ということもあって、町に真っ先に言ってくれて、じゃあ町が買うと、こういうことになったということになりますけれども、紆余曲折があって当初はあれを使ってもっと簡単なものをというようなふうに私は思っておったんだけど、いろいろな検討の中でどんどん事業も膨らんで、みんな一緒でごちゃ混ぜでやっていくというようなことになりましたので、そのことはそのことで討論をして今に至っておりますのでいろいろ申し上げるつもりはないんですけども、1,900万円っていう解体費が、本当の当初の見積もりを取った解体費が今になったら6,000万円の様になっておるということだもんで結局3倍になった。で、なかなか簡単に理解ができません数字だと思うんだけど、ただ現実的にはそういうことということで、実施をするには解体せにゃならんので、一応お金がかかるというふうに思っています。

こういうことになってしまったっていう一番の元っていうのはどこにあるんだかちょっと担当の課長にお聞きしたいけれども、なかなか町民の皆様に説明するにもご苦労だと思う。委員会で審議をされて決定をしていくっていうことだと思うけれど、端的に「こういうことで」ということはなかなか言えるかどうかわからんけれども、それをまずやっぱし今日、臨時会本会議でありますのできちっと答弁をしていただいて、進んでいくのが一番いいというふうに思っております。

計画は私は賛成をしておりますので、なんとしても通していただいて「早く着工をして」というふうに思っておりますけれども、なかなかすんなりといきそうもないようなふうに今日、思っておりますので、その点をお願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 加山保健福祉課長。

○保健福祉課長（加山隆浩） ありがとうございます。それではお答えをさせていただきたいと思えます。

今回の補正予算の見積額と以前ご提示させていただいた見積額、こちらの金額との乖離の件でございます。

今回につきましては、今現在、詳細な設計業務を委託しておりますので、順次進めているところでございますけれども、いち早く事業を進めるということの中で、概算での見積額をある程度ご提示をいただいたということでございまして、その金額が非常に乖離したものでございました。

過去のその見積額との大きな違いでございますけれども、こちらは今回もう少し詳細な設計をする中で以前と違ったところは、まず直接工事費において仮設工事の費用ですとか、足場ですとか、そういった費用が当初は想定されていなかったということ。また、あの建物のところには、浄化槽が設置されておりまして、これは地下に埋め込まれたものでございます。こういったものの大きな浄化槽を撤去する費用、こういったものもその時点では入っておりませんでした。

また、アスベストが建物につきましては使用されているところが見受けられます。そういった中で含有します建材の撤去費、またそれにかかわる運搬ですとか処理費用、こういったものを詳細に積み上げますと、以前の金額よりも増してくるという状況でございます。

また、今回の解体費用の内容につきましては、内部の残置物の処理費用も加わっておりますので、そういったことでもその分が増えてきている、そんな状況でございます。

大きなところで言いますと共通経費という形の中で、公共事業におきましてはそういった積算の基準に沿った費用が必要になってまいりますので、そこら辺も今回は加味をさせていただいた中で6,500万円という数字が出させていただきました。

以前とは大分乖離しておりますが、現状といたしましてはやはりそれだけの詳細に見ていく中で費用が必要になってくるということがわかってまいりましたので、今回補正をお願いするものでございます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） ほかに質疑ございますか。

中平議員。

○7番（中平文夫） それでは、私のほうは、非課税世帯の臨時交付金のほうでちょっと質問したいと思います。

先ほど、全協の中でも説明していただきましたけれど、支給対象の②のところ令和3年の1月以降の家計の急変世帯というところで説明をいただきましたけれど、例えば「家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯」というような文面で先ほど説明されておりましたけれど、このところもう少し詳しくしていただきたい。というのは、非課税世帯と同様の事情っていうことはどういうことなのかも説明していただきたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 池上住民税務課長。

○住民税務課長（池上 徹） よろしく願いします。

これにつきましてでございますが、令和3年1月以降の家計急変世帯について詳しく説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、令和3年1月以降の家計が急変して、令和3年度分の住民税の均等割が非課税である世帯と同様の事情になるということで、同一世帯に属する方のうち、令和3年度分の住民税均等割が課されたもの全員がそれぞれの1年間の収入見込額が均等割の非課税となる水準に相当する額以下である世帯ということで、一応こちらのほうの対象者としては一応定義をされております。

一応、先ほど申し上げましたけれども、これにつきましては、その申請をしていただく時点での家計の急変ということでございますので、その時点での1カ月の収入を算定していただきました上で、申請をしていただくというような形で想定をしております。

以上でよろしく申し上げます。

○議長（黒澤哲郎） 中平議員。

○7番（中平文夫） ちょっとわからないんですけど、今、1年間のというお話でしたよね。

1年間の収入というお話で、それで1カ月って今、お話があったんですが、例えば農家の方っていうのは1年間が月々が収入が一定ではありませんよね。1年間で多分計算されると思うんですよね。農家の方が一番そこら辺が一番困るところじゃないかなと思います。サラリーマンの方ですと、1カ月1カ月の給与がわかってます。

それでそこで例えばコロナの事情で辞めざるを得なくなったとか、そういうのはわかるんですけど、松川、農家の方が非常に多いですから、農家の方は1カ月の給与っていうのは出てこないと思うんですよね、なかなか。で、1年間ということならわかるんですけど、今、「1カ月」っていう言葉があったもんですから、そこら辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（黒澤哲郎） 池上住民税務課長。

○住民税務課長（池上 徹） 済みません、言葉足らずでありましたが、一応、見込みとしては急変したときの1カ月の収入を出していただきまして、それを年数分といいますか12月かけていただいた上での、それを1年間の収入とした上で、その金額が収入額が非課税世帯に該当するかどうかということで判定をさせていただくということになります。

ですので、農家の場合ですとその月々のものですが、ただこの事情につきましては、その新型コロナウイルス感染症の影響というようなことが理由の1つとなりますので、そこら辺はその内容をお聞きしながら対応してまいりたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 中平議員。

○7番（中平文夫） 今の説明だとちょっとわかりにくいんですけど、ここで言うてもあれですけど、要はこれは農家の方が非常にこのところ迷うところだと思うんですよ。サラリーマンの方だと非常にわかりやすいですけど、農家の方はわかりにくいですから、窓口でしっかりそこら辺を説明して、農家の方々にもよくわかるように説明していただきたいと思います。

今の話ですと1カ月の給与かける12でそれで非課税になるかどうかということで、今、お話されてましたけれど、そこだとちょっと理解が苦しむところがありますので、ぜひここで言うてもなかなかわからないところがありますので、窓口のほうでそこら辺の対応をぜひお願いしたいと思います。

それについて、何かありましたらお願いします。

○議長（黒澤哲郎） 岡田副町長。

○副町長（岡田憲輔） ありがとうございます。

先ほどの全員協議会の中で、追加の資料のご依頼をいただきまして、開会前に配らせていただきましたが、横置きの国の資料をちょっと御覧いただきたいと思います。2枚紙のものです。「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」という資料です。これの2ページ目のところを御覧いただきたいと思います。「家計急変世帯の該当基準と判定方法」についてということで、基準の大きな1つは実際にコロナのために収入が減少していること。それと、年収の見込額が非課税世帯水準以下であることということで、実際の判定のイメージはその下段に書いてあるとおりです。

今、先ほど議員おっしゃったように、例えば農家の場合ですとじゃあ、任意の一月どうやって選ぶんだと。じゃあそのときの一月の収入っていうのは農家世帯の場合どうやってそれを証明するのか。そこはこれ国のほうでも昨年の暮れにまだ出てきたばかりのあれで、今後、細かなQ&Aが出てくると思います。当然、支給するのは町でございますので、窓口でしっかりその辺は説明、また窓口のみでなく広報においてもその辺の手続きのほうはしっかり説明をし尽くしていく、そういったことだろうと考えております。

よろしくお願いたします。

○議長（黒澤哲郎） ほかに質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） それでは質疑なしと認めます。

米山義盛議員。

○2番（米山義盛） 「元気センター」の件で質問させていただきます。

今回の補正予算の中で、地方債からの充点でこのことを行っていくということですが、地方債についてと、そういう扱いについてちょっとそこを説明していただければと思います。

○議長（黒澤哲郎） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 収入5ページのところにございます町債ということで。「公共施設等適正管理推進事業債」という記載がございます。

今回、この起債につきましては、建物長寿命化というような国が進めている中で、1つの項目としていくつも建物がある場合、それを統合した場合に、これまで存在していた建物が、面積が1㎡でも少なくなればこの起債の対象になるというものでございます。それがこの起債の内容になってきますけれども、5,850万円、今回起債ということで起こさせていただきますけれども、これにつきましては、解体費用の6,500万円、それは7ページのところに出ておりますけれども、その90%まで借りることができるということになっておりますので、かける9ということで5,850万でございます。あとそれに対して、普通交付税の措置が50%ございますので、実質的には90かける50ということで45%は補助を受けながら、この事業ができるということでございます。

そういった起債になります。

○議長（黒澤哲郎） 米山義盛議員。

○2番（米山義盛） どうも初歩的な質問で申し訳ありませんでしたけれど、よくわかりました。

この「元気センター」については、先ほどの森谷議員や米山俊孝議員のほうの質疑にもありました。「ハローミヤ」の跡の建物を買って福祉関係の施設を造るという形で建設委員会もつくられているような意見が出されて活発な意見活動がなされていた経過もあります。その後、なかなか事業が進んでいかないという声で、町民の皆さんからもいろいろな関心、声も上がってきていると思われま。

今回、初めて解体するという形での補正予算が出されまして、前へ進んでいるんだなということを実感しますが、それでもこの後また造っていくということになれば、またそれに対するお金もかかるわけでありまして、そういった点、また併せて、今、老人福祉センターが使えなくなったことで障がい児の学童保育を取り組んでいる団体が間借りで宗源原の住宅を借りた間借りの活動をなされていますし、老人福祉センターも他の施設、「えみりあ」や公民館を使って活動されているということで、本当に早く造ってほしいという声があるかと思っておりますので、そういった点をぜひお考えいただいて、進めて

いつていただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） ほかに質問ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 質疑なしと認めます。

ただいま提案がありました令和3年度一般会計補正予算（第6回）について、審議を担当の社会文教常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 異議なしと認めます。

それでは社会文教常任委員会において審査をいただき、最終日に報告をお願いをいたします。

散 会

○議長（黒澤哲郎） 以上をもって本日の会議は終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、再開は、2月1日午後1時30分から行います。

ご出席をお願いいたします。

午後3時35分 散 会

令和4年 松川町議会 第1回臨時会
(第 12 日 目)

令和4年第1回松川町議会臨時会会議録 (第 1 2 日 目)

令和4年2月1日(火曜日)

午後1時30分 開議

開議宣告

議事日程の報告

日 程

第 1 議案第 1号 令和3年度松川町一般会計補正予算(第6回)について

第 2 町長あいさつ

閉会宣告

出席議員 13名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

開議宣告

○議長（黒澤哲郎） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回松川町議会臨時会を再開いたします。

議事日程の報告

○議長（黒澤哲郎） 議事日程の報告であります。日程につきましてはお手元に配布のとおりであります。

本日の会議に説明者として理事者、各課長、局長の出席を求めています。

株式会社チャンネル・ユーの有線テレビ生中継の許可をしてあります。

日 程

=== 日程第1 議案審議 ===

◇ 議案第1号 令和3年度松川町一般会計補正予算（第6回）について

○議長（黒澤哲郎） それでは日程第1、議案第1号、令和3年度松川町一般会計補正予算（第6回）についてを議題といたします。

議案第1号は、審査を社会文教常任委員会に付託をしてあります。その結果の報告をお願いをいたします。

川瀬八十治社会文教常任委員長。

臨時の会場ですので、その場でお願いをいたします。

○社会文教常任委員長（川瀬八十治） それでは報告をいたします。

お手元の資料を御覧ください。

社会文教常任委員会の報告をいたします。

本臨時会において、社会文教常任委員会に審査を付託されました令和3年度松川町一般会計補正予算（第6回）について、去る1月25日に委員会を開催し、理事者、関係課長、係長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

主な審査の内容と結果を報告いたします。

一般会計補正予算についての質疑は、「元気センター」関連が全てでありました。

それでは、初めに、社会福祉総務費で既存建物解体工事6,500万円について、「当初は1,900万円となっていたが、その差額についての理由は」との質問がありました。「当初は、改修工事を進めてきた中で最終的に取り壊す費用を算出したのが1,900万円であっ

た。今回は既存の建物を解体する内容であり、直接工事費の足場やアスベスト含有建材の撤去費、共通費、また内部の残置物処理等を含めると 6,500 万円になり差額が発生した」との答弁がありました。

「既存施設を改修して使う目的から改築となり、6,500 万円ものお金をかけることになる。改修ではなく改築の方向に切り替えて設計を進めることに対して、議会と話し合いを行っていないが」との質問もありました。「令和 3 年の 1 月の全協で改築の方向性を報告した。その時点では質問等もなかったことからして、方向性を理解していただいたと判断している。また、改築をもととする整備計画等も示してきた」との答弁がありました。

「6,500 万円の高額な金額の補正予算を 1 日だけの臨時会で即決は問題である。議会や住民にしっかりと説明をする必要があるのではないか。協議もないのになぜ臨時会への上程なのか」との質問がありました。「検討委員会から意見を聞き、総合的に判断をして改築と決めた。今回は早期建設へ向けての思いから、解体設計の途中であるが、概算費用が算出できたので臨時会に提出をした」との答弁がありました。

「6,500 万円の解体費は非常に高額であるし、仮設事務所においても高額な金額が計上されている。一般的に考えてもこれだけの金額が必要なのか疑問である。また、遺跡に関してはどのような状況なのか」との質問がありました。「公共工事の共通積算表の基準により、約 30%の費用を積算するという基準がある中で、共通仮設費、現場管理費や一般管理費とそれぞれ細かな規定での費用である。解体箇所に関しては遺跡があると認識していて、埋蔵文化財の調査が必要になってくることは県から聞いている」との答弁がありました。

「今回の解体費や建築費について、国からの補助金はどのくらいになるのか」との質問がありました。「今回の解体費、改築費については、90%充当と 50%の交付税措置として公的債が適用され、基本 10 年の償還となる」との答弁がありました。

質疑を終結し、議員間討議を行いました。

その後、委員会を再開いたしました。

坂本委員より修正案提出の動議が行われ、議案第 1 号、令和 3 年度松川町一般会計補正予算（第 6 回）に対する修正案が委員長に提出されました。

修正案の内容は、歳入の 21 款町債及び 3 款民生費、1 項社会福祉費を削るというものです。

修正案に対して、提出した坂本委員より提案理由の発言がありました。「『元気センタ

一」の早期完成をいかにするかを考慮すると、現在、町が進めている解体新築より改修したほうが早い。スケジュールには発掘調査が書かれていない。着工はさらに遅れる」という理由でありました。

修正案に対する質疑を行いました。

「建築検討委員会で改修では利用希望のサービスに対して面積が足りないという結論で改築にした経過がある。面積不足の点をどう考えるのか」との質問がありました。「他自治体へ同様施設の視察で工夫して利用する例を見てきた。同じように工夫すればよい」との回答がありました。

続いて、討論を行いました。

修正案に賛成の意見では、「町の提出のプロセスが悪い。議会や検討委員会に金額を示さなくて合意形成がなされていない。また、福祉施設であり福祉の大切さを住民に説明し、合意形成をする必要がある」という意見がありました。

また、別の委員からは、「3月議会までに合意し、再提出をするべきである」との意見がありました。

修正案に反対の意見では、「検討委員も住民も待っている施設である」、また別の委員から「今までの福祉施設は、リフォーム後の後利用として設置されるものが多い。『元気センター』は新しいものになると喜んでいるのではないか。補正予算を議会が反対することにより、改築が延びることは住民理解が得られない」という意見がありました。また、さらに別の委員からは「改修することに反対であり、町はプロセスを改善し、低コストの努力をしてほしい」との意見がありました。

討論を終結し、採決を行いました。

修正案に賛成3人、反対3人でありました。したがって、委員長の裁決権を行使し、修正案を可決としました。

続いて、修正案を除く原案の採決を行いました。

結果、全員賛成であり、修正案を除く原案を可決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（黒澤哲郎） 報告を終わります。

社会文教常任委員長より議案第1号、令和3年度松川町一般会計補正予算（第6回）について、修正可決が報告されました。

議事の順番についてここで説明をいたします。

先に修正案の採決を行います。採決の結果、修正案が可決された場合は修正部分を除

く原案の採決を行い、修正案が否決された場合は、原案の採決を行います。

それでは、提案されました議案第1号、令和3年度松川町一般会計補正予算（第6回）に対する修正案について説明を求めます。

川瀬社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（川瀬八十治） それでは、修正案の提出についての説明を申し上げます。

まず、初めに資料にはございませんけれども、修正案に対する提案理由等、対して賛成の意見、また反対の意見等につきまして、もう少し詳しく説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号、令和3年度松川町一般会計補正予算（第6回）に対する修正案の提案理由でございます。

社会文教常任委員会では賛成の意見、先ほども申し上げてありますように、賛成の意見でございますが、「解体、新築に反対する」、「改修のほうが早期に完成できる」、「合意形成のプロセスがない」、「合意形成をとるべきである」、「合意形成がされてから3月議会で提案を望む」、これが賛成の意見でございます。

また、反対の意見でございますが、「住民が早期完成を待っている」、「新しい施設の完成は住民が喜ぶこと」、「改修に反対である」、という意見が出されまして、先ほども申し上げましたように、賛成3人、反対が3人で同数で拮抗しておりました。総務産業建設常任委員会の委員の意見も伺いたいということから、先ほど申し上げましたように、委員長の裁決権を行使して本案を提出するものであります。

それでは、お手元の資料にございますけれども、説明を申し上げます。

議案第1号、令和3年度松川町一般会計補正予算（第6回）に対する修正案。

議案第1号、令和3年度松川町一般会計補正予算（第6回）の一部を次のように修正する。

第1条中、1億6,830万円を1億980万円に、77億5,539万円を76億9,689万円に改める。

第2条及び第3条を削る。

第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳入。

21款町債、1項町債、金額5,850万円を削る。

歳入合計、76億9,689万円。

歳出。

3 款民生費、1 項社会福祉費、6,207 万 3 千円を削る。

13 款予備費、1 項予備費、金額マイナス 357 万 3 千円を削る。

歳出合計、76 億 9,689 万円。

第 2 表繰越明許費及び第 3 表地方債補正を削る。

内容といたしましたら以上であります。次のページからは、細かい詳細が記載されておりますので、御覧をいただけたらというふうに思っております。

簡単ではありますが、以上で修正案の提出の案の報告を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 説明を終わります。

修正案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

続きまして、討論を行います。

まず、修正案に反対の方の発言を許します。次に、賛成の方の発言を許します。

討論はございませんか。反対討論はございませんか。

塩沢議員。

○1 番（塩沢貴浩） では、修正案に反対、原案に賛成の立場で討論を行わせていただきます。

委員会のほうでも述べさせていただきましたけれども、「元気センター」、町民の皆様が待っている施設であります。今までも建設予定遅れております。現在も町民の皆様にご不便をおかけしている状況であります。また、議会も、検討委員も、早期の建設をということで、数年間にわたり検討を重ねてこられていると思います。

その方向性を踏まえ踏襲する形で、なるべく早くの早期の建設をお願いしたいという意見で原案に賛成、修正案に反対の立場をとらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） それでは、次に賛成討論ございませんか。修正案に賛成討論。

米山義盛議員。

○2 番（米山義盛） 私は修正案に賛成ということで討論させていただきます。

私も非常に今回の提案について悩みまして、今の塩沢議員の発言討論にもありました

が、確かに待たれているものであるということ、そういう「元気センター」への期待というのを思います。

ただ、昨年1月にこの「元気センター」についての提案経過の報告が全員協議会で出されまして、それから今まで何もないまま、いきなり6,500万円という改修費が出たことに対して、非常にやっぱり疑問に思う次第でございます。その間にどのような経過があったのかということがよくわからないということもありますし、先ほど社会文教常任委員長の修正案の提案、委員会審議の経過の説明もありましたとおり、いろんな遺跡の問題等もあるし、全体像がなかなかわからないという、そういうようなことで、今回いきなり解体費という形で6,500万円という最初の見積もり1,900万円を大きく上回る金額が提示されたことについて、非常にこういう形でしかできなかったのかなということだと思う次第でございます。

そういうこともありまして、今回のことにつきましては、修正案に賛成ということで討論させていただきました。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） 続いて、修正案に反対の方の討論ございませんか。

松井議員。

○13番（松井悦子） 修正案に反対、原案に賛成という立場で討論をいたします。

議会と行政は、車の両輪だというふうによく言われます。両方の輪が、それぞれの権能と義務を果たしながらうまく動いていかないと滞ってしまうという、そういうことだというふうに理解をしております。

今回の6,500万円の予算提案について、議会側から見れば行政に対して不満もあるという部分もあるのではないかなというふうに思いますけれども、それが許容範囲であれば、前に進めていかなければ、これは町民に迷惑がかかってしまうという、そういうことだというふうに思います。

解体費が減額をされれば良いのかどうなのかという対案がない減額修正ということで、議会として無責任だというふうに思います。対案というのが補修というか改修でというような先ほど説明もございましたけれども、既に令和3年度当初予算で設計委託料が1,640万円、それから6月議会では170万円の委託料を議会は可決しておるわけでありまして、その流れの中で今回の解体でありまして、今から時計の針を戻すような、そういった改修案はあり得ない話だというふうに思います。

したがって、6,500万円の解体費が必要であれば、できるだけ入札などで安く決めてい

ただいて進めていただければ良いというふうに、そういうふうに思いますので修正案には反対をいたします。

○議長（黒澤哲郎） 次に、修正案に賛成の方の意見を求めたいと思います。

坂本議員。

○9番（坂本勇治） 私は、修正案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

私は、「元気センター」の設置には大賛成で、いかに早く開設できるかを望んでいるところです。

今回出された補正予算の旧「ハローミヤ」解体については、全く議論がなかったと思っております。当時、議会が、土地と建物の買収に賛成したときの既存建物を改修して使うという決定事項を無視していると思っております。

平成30年3月から幾度となく会議や地元説明会等を重ね、その5月には設計を検討するための平面図もできていたはずですが、そのまま進めば令和2年の4月から供用開始ができたのではと思っておりますが、町長選の後の令和元年、宮下町長は半年以上も何もしていないままでした。令和元年の11月8日に開かれた第5回目の「元気センター」の検討委員会は次第と会議録はホームページに載っていますが、それ以降は載っていません。おそらくそれ以降の資料は、明らかに「ハローミヤ」の建物や別の土地の検討もないまま、改築ありきの都合のいい資料でしか出していなかったのではないかと思っています。

委員会が町長の税金の無駄遣いの裏付けに利用されたのではないのでしょうか。ただ、言えることは、利用者を含めたそれぞれの施設職員はもちろん、町民はいかに早く開設することを望んでいるのではないのでしょうか。

この修正案に反対をする人も「早く造ってほしい」という意見でありました。陳情や意見書を出したにも関わらず、なぜそれを聞こうとせず改築に進めたのでしょうか。

1月21日の説明では、解体後のスケジュールは最短で3年後です。遺跡調査や半年以上延びるのは非常に心配しています。早く造るのであれば、今、解体の理由として現施設では広い床面積が確保できてないという理由が載っておりましたけれども、取り壊して新築を進めようとしているプロポーザルの実施要領を見ると、現在の「ハローミヤ」の建物より少ない延床面積1,200㎡以下で進んでおります。修正案に反対している人はここら辺の数字を知っているのでしょうか。解体理由が新築の実施要領に全く反映されず、辻褄が合わないのです。こういったことは、委員会にきちんと諮られていたのでしょうか。

解体費の6,500万円と新築費の3億5,000万円が、本当にこの町にとって妥当な金額

なのか、以前にこの施設を利用しての試算では、ごみ等の撤去費用に 582 万円、改装費に 2 億 2,485 万円と試算されています。高齢者は 10 年後減り始め、30 年後にはピーク時の半分になるとされています。今、新築する建物は、50 年から 80 年使う計画でそうですが、6,500 万円かけてあるものをなくす。また、3 億 5,000 万円かけて基礎から造るということは、将来の負担になることは明らかだと考えますし、お金をかけなければならない事業はたくさんあるはずで。

また、施設を利用して改修すると今から改修に戻せば、改修することにすれば、3、4 カ月かけて設計を見直しても実施設計を作れば、令和 5 年度中には開設できるのではないのでしょうか。

早くできるのであれば、住民も納得していただけると私は考えますので、今回の修正案に賛成としたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 続いて、反対討論ございましたらお願いをいたします。

森谷議員。

○10 番（森谷岩夫） 私は、今回の修正案には反対ということで、原案に賛成ということで討論させていただきます。

まず、先ほどの川瀬委員長の報告でありますけれども、きちっと要点を突いた立派な報告だったというふうに思います。私は、総務産建でありますので、参加をしとらんで、先般の「チャンネル・ユー」のビデオを 2 回ほど見させていただいた。その中でいろいろな議論が確かにありました。

基本的なことを申し上げますと、私は当初「ハローミヤ」を買うときにもそれぞれの福祉の関係の皆様からの要望もいただいて初めて買ったと。そういう経過があつて、あのときも 3,000 万円、いいかどうかという、買い物がいいかどうかということもありましたが、町が財産を持つのは目的がないと買えませんので、あれは社会福祉に関係するものに使うと、そういうことで取得をしたというふうに思っております。それからずいぶんたってしまったということは非常に残念なことであつて、行政のやっばしやり方が良くなかったということのはっきりしております。

一番の問題は、やっばし検討委員会っていうものの位置づけだというふうに私は思っております。全体的にいろいろな大きいことをするときには検討委員会だとか、あるいはその有識者に話を聞くだとかいろいろなことをしておりますけれども、そちらのその委員会の動きとそれからやっばり議会の動きっていうのはきちっとリンクしておらんと、今度のことのはっきり申し上げて結構お金がかかる話であります。当初はあれを改修してや

っていくと、そういうことで進んだのは間違いない。それが解体をして新しく建てるということになりましたんで、そういう議論の場合にはやっぱり、議会でもきちっと詰めて進めていくということが大事であります。

委員会の席でこれだけお金がかかるけれど、どうだっていう話が出たっていうことも聞いておりませんので、委員の皆様は福祉の関係だとか、そっちのプロの皆様が多いわけでありまして、自分たちが利用するにはどうしたらいいかっていうことを当然考えて、そういった場合には当然要望も大きくなるし、新築したほうがいろいろな思いが入るってことは間違いありませんので、急転直下、新設になった場合にはやっぱりその時点でもう少し詰めた議論も必要だったというふうに思います。

そういう面で、不満はありますけれども、今回お話がありましたように1番のことはやっぱり国から出てくるお金が非常に大きいということがあります。

先般も質問の中でそんなお話がありましたけれども、やっぱりこの機会を逃さずに新しいものをつくっていくってことが、これから先に福祉の町としていくには非常にいいことだというふうに思っております、あれを改修していくっていう案もありましたけれども、使い勝手っていうのはやっぱり使う皆様が一番大事でありますんで、その皆様が時間をかけて検討してこういことだっていうことになれば、議会のほうはお金のことですんで、今度はそっちで議論をして粛々と進めるということがいいというふうに思います。

非常に不満はありますけれども、町が一生懸命このコロナで非常のえらいときに、事業推進が遅れたと、これは確かにあります。もう少し早めにいろいろ進めていくことが良かったというふうに思いますが、この間、川瀬委員長のほうから、幾回もこの「元気センター」の進め方について、「職員の数が足りるのか」とそんな提案も2回ほど私は聞いておりますんで、行政のほうにもきちっと委員会としては申し入れをしてあるというふうに思っておりますんで、それらに対するやっぱり行政のほうの対応のまずさっていうのが間違いなくあると。担当課長に全部任せてっていうことは無理であります。コロナの対応もあって、大変だというふうに思いますので、そんなことも含めて非常に不満はありますけれども、今回これを否決をしたとしても、それじゃどうするっていう問題が残ります。やっぱり不満は不満で解消することをほかに考えて、粛々と進めるということでありまして、私は原案に賛成で、修正案には反対と、こういうふうに思っております。

終わりです。

○議長（黒澤哲郎） 次に、修正案に賛成の方の発言を求めます。

加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 私は、修正案に賛成の立場で討論させていただきたいと思います。ぜひ、議員の皆様にご賛同いただければ幸いです。

原理原則に立ち返るべきだと思っています。今回、事業の名前が何であろうと、いきなり予算案が出てきて、初めて聞いた金額で、その妥当性や様々な要因の審議をする時間がほとんどなく採決をするということに関して、私は町会議員の責務として賛成できません。時間の問題等々あるかもしれませんが、もしくは先ほど代案を示せという話もあったと思いますけれども、そういうことを練り上げていくために町と議会は協力し合いながら、時間をかけて話し合っている案にしていく、効率的なお金の使い方を模索していくというものだと思っています。そういった原理原則から考えても、今回のやり方にどんな理由があろうとも賛成することは、そのプロセスを否定することにつながりかねません。

原理原則で考えれば、町民に付託されたお金の審議という大切な役割を単に急いでいるから、単にやりたい人がいるから、そういう理由で可決したら町の行われる事業は全てその理屈で通されてしまいます。我々町会議員の責務はなんだというふうに考えた場合に、必死に汗をかいて、住民の声を聞いて、できる限りの調査をして、過去の記録も調べて、で町とぎりぎりの話し合いをして、そしてお互いにいい案をつくり上げていくのが責務だと思っています。

ここまで時間がずれ込んだのは、先ほど森谷議員の討論にありましたように、私も120%町の責任だと思っています。ですので、その前提にあって「早く、早く」というのはおかしい。町が遅くなった理由、それからどうすれば早くできるかということに関して、次善の策であったり、今後こうしていきたいということを一切提示せずに、ただ急いでいる。それを議会も真に受けて急いでいるなら早く、その理屈はおかしいと思っています。

それから、私は「元気センター」そのものにはもちろん早く造られるべきだと思いますが、当然ながら自治体として行政として議会として、正当な手順を踏んだ上でなければ将来的にも禍根を残すというふうに思っております。

今回の事業は福祉の事業であります。福祉というものは、非常に住民の要望が多種多彩でございます。例えば現在であれば、このコロナの中、いろいろな方が苦しんでおられます。商工業や農業の方々はもちろん、子育て中の方々、学校経由で今、広まるという

ことが都市部では話題になっているそうですが、それに不安を持つお父さん、お母さん方も少なくありません。そういった方々の福祉はどうなるのか、どこを優先順位にするのか、非常に難しい問題であります。正解はないと思います。だからこそ、時間をかけて住民の皆さんと合意形成する必要があると私は思っています。

「なぜ、私たちが先に助けてくれないんだ」という声は、例えば今年、「灯油ぬくもり券」が配布されなかった、高齢者などからも聞こえます。

そうした中、この事業だけをほとんど時間を取らずに強行採決するという町の姿勢、それにあがなうのが議会の役目ではないでしょうか。

以上をもちまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（黒澤哲郎） 次に、修正案に反対の方の討論を求めます。

中平議員。

○7番（中平文夫） 私は、修正案には反対の立場で討論させていただきたいと思います。

社会文教常任委員会の今日の報告をしっかりと読まさせていただきました。中身の濃い委員会の報告だったと思います。特にこの質疑、応答の部分に関しては、非常にそのときの様子がよくわかる文章だったと思います。それで最後に川瀬議員が、討論を終結して賛成、反対同数であって委員長裁決を行使してと、このときに一言申されたのが、総産建の方の意見を聞きたいということでありましたので、私はこの修正案には反対と、原案に賛成ということで、討論をさせていただきます。

議論はもう既に尽くされていると私は思っております。今、反対、賛成の話をお聞きしていると、どうも堂々巡りの部分に入ってきていると。今まで議論をしてきたのは何だったのかというようなことが考えられます。

一昨年ですか、利用する方々から早期の建設の陳情も出ておりました。それでそのときに議会のほうでも「早く造りましょう」ということで趣旨賛同をさせていただいております。それで議会のほうでも、それを造るにあたって、どういうものがあるかということで、議員の方から「ごちゃまぜという精神がいいんだろう」ということを提案されて、議会のほうでもそれに向かって石川県の「佛子園」、石川県にある社会福祉法人の「佛子園」、あるいはそれ以後にできた新しい輪島の「佛子園」も視察させていただきました。それで「こんなような施設が町にできたらいいんだら」というようなことで我々は視察、研修を重ねてきました。

その陳情書が出た後に、もう1回、検討委員会を開くということで、議会のほうからもその「ごちゃまぜ」の精神というものを非常に推進されていた議員の方も一緒にな

って、検討委員会で議論をしてきたというのが現状ではないかなと思っております。

ここまできて、また後戻りするっていうことは、今まで議論してきたのはなんだろうなっていうような気もします。と同時に、あそこに、老人福祉センターが耐震性で使えなくなったということで、そこを使っていたコミュカフェの皆さんとか放課後デイサービスの方々は、間借りして現在は使っていると。そういう方々も「早く施設が欲しい」、「新しい施設が欲しい」、いろいろなことがあって、昨年1月に「ハローミヤ」を使って改築でやるという結論が出て、その後に3月の予算の中でそれなりの予算ができて、それを行使しながら現在に来たというような気がしております。

ここまで来たら、その6,500万円が高い安いということじゃなくて、その中身がどうかということが、問題になるんじゃないかなというような気がしております。

今日、追加で資料を出していただきました建設工事内容の中に、例えばアスファルトを撤去するとか、大きな浄化槽を撤去するとか、そういうような費用も入っておるような内訳になっているように見えます。そうしますと一番最初の1,900万円という数字はそういうものは多分入ってないだろうし、そういうことからいけばこの数字が高い低いだけじゃなくて、そういう中身もきちっと見れば妥当じゃないかというような気がしております。

実は昨日、住民の方から私、電話をいただきまして、何人かの方とお話しました。それで、自宅にもお伺いしていろいろこの件に関して住民の方からもご意見いただきました。この時期に町のほうが先ほどどなたかがお話ししておりましたけど、「新型コロナで苦しんでおるときに、こういった『元気センター』のようなものを何億も使って造るのはいかがか」というようなご意見もいただきました。私はその席で「そういう意見もある」と、「ただ、今までこれを待っている人もいます」と。4年、5年たちます、待っている人は。そういう人たちは弱者の人たちですよ。それをいつまでも待たせておいていいのかどうかと。ここですったもんだしている時期はもう過ぎているんじゃないかなという気がしております。

それで議会としても「ごちゃまぜ」の精神っていうのをなんとか早くしたいということであれば、いろいろ先ほど森谷議員も言われておりましたけれど、不満な点もありますけれども、これは可決して原案を可決して前に進めることを考え、それで有利な公的資金を投入してでも早くするというを議会としてもやっていくべきだと思っておりますので、修正案には反対して原案のほうで私は賛成という立場です。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） 次に、修正案に賛成の方の討論を求めたいと思います。

間瀬議員。

○12番（間瀬重男） 私は、委員会委員として、また今回の修正案に賛成の立場で討論を行いたいと思います。

この修正案というのは、改修をして行う修正案ばかりではなくて、改築をして行う立場でも考えた中での修正案であります。一部は改修という意味もございますけれども、私は改築をして早く町民の皆様に利用をしていただくという中での修正案に賛成という立場でございます。

先ほどからも意見が出ておりますけれども、やはり私はこの今回の進め方、プロセスに問題があるという立場でございます。町民の皆さん、6,500万円という、概算予算ではあろうとは思いますが、あの建物が約300坪でございます。6,500万円では割りますと、坪20万円くらいになるかと思えます2×3イコール6で。

今、住宅の対比では4～5万円ですみます。それにいろいろな鉄骨の建物でありますけれども、空間が多いわけでありまして、さほど差はないとは思いますが、やはりアスベストやそれからそのほかの問題も出てきておりますので、そうとはいえ、その金額的には倍見ても10万円ちょっととか、そういう計算になるのではないかと思います。県の積算基準等のこともありますけれども、それにしても税金を投入する中で、非常に高い概算の予算の提案ではないかと思うわけでありまして。

そんな中で、早く改築の立場で早くできることはやぶさかではございませんが、先ほどから委員長、そのほかの皆さんからもありますけれども、進め方の問題等々、なかなか妥協できるものではないということでございます。

そんなことで、3月議会も迫っている中で、もう少し議論がしっかりできる場所をつくっていただく中で進めてほしかったという立場でございます。そんなことで修正案という形で賛成の立場をとらせていただきます。

○議長（黒澤哲郎） 続いて、ほかに討論ございませんか。

反対討論の方ありましたらお願いをいたします。

それでは、大蔵議員。

○6番（大蔵 洋） 私は修正案には反対、原案に賛成の立場から討論させていただきます。

ややもすると、福祉施策というのはどうしても縦割りの感が否めません。それで国もそうですが、共生社会を目指した施設を求められております。そういったことで、仮称「元気センター」の検討委員会が設置され、8回の検討委員会が開催されております。

で、構成メンバーというのは、該当する福祉団体が10団体、計16名、それから民生児童委員が2名、公募委員が2名、議会の担当常任委員会から2名という22名で当初、構成メンバーでしたが、1団体、事情により脱会されておりますけれども、確かに1回から第4回までは、建物を改修するをベースに検討されて、第2回、第3回で設計コンセプトを具体的な検討をして、設計コンペが実施されて1社が業務委託決定されております。

私、第1回から第4回担当常任委員会から選出された検討委員として4回まで出席しておりますけれども、5回以降は常任委員会の構成メンバーの変更外ということで、外れておりますが、第5回から第7回の中で、改修、改築、他の場所への建築等の意見が出される中で、最終的に第8回に意見集約をして検討委員会の意見を踏まえて、町長のほうが、令和3年の1月15日の第8回の検討委員会で、設置場所は旧「ハローミヤ」の跡地、それから建物は改築との結論を出されております。

このことは、令和3年1月22日の全協でも報告をされ、議員から特に質問、意見等は出されておられません。その後、ボーリング等の補正予算も提出され、計上されて可決されておるわけです。

改築は、一応、皆さんの合意形成と私は判断しております。共通認識事項であり、決められたことは粛々と進めるべきじゃないかと。

それから、「解体費が高い」というお話がありますが、当初、あの土地を購入するといふときに担当常任委員会で現地視察をしております。そのときには、中の残留物の処理費が約600万円、それから解体は2,000万円ぐらいでしょうという報告が行政のほうから出されております。その後、第4回の検討委員会以降、改築の方向で委託業者のほうから約1,900万円という見積もりが出されておると承知しております。

で、今回、6,500万円ということで、4,500万円ぐらいの差異が発生しているわけですが、その1,900万円の中にはアスベストの処理関係費用、それから内部・外部の残留物処理、浄化槽の撤去工事費、公共工事の場合の共通費、これは通常事業費の30から35%を計上するように規定されておりますが、それから、アスファルトの舗装撤去等の費用が含まれてないとの報告を受けており、今回計上された金額6,500万円については、公共事業として種目別に精査し、積み上げられた金額であり、進めるべきだと判断いたします。

また、検討委員会に携わった各種団体者や、利用を予定している町民の皆様から一刻も早い開設が求められております。また、今回の常任委員会のチャンネル・ユーの放映

を見て、賛否の意見が私のところまで寄せられておりますが、私としては、過去に駒ヶ根市で行われた「福祉を考える企業の会」の講演会、それから検討委員会が主催した社会福祉法人「佛子園」が運営する「シェア金沢」、「西圓寺」、「行善寺」等を視察し、また、「上伊那ブロックボランティア交流会」主催の講演会、それから町主催の地域共生社会の講演会等を出る中で、この必要性を強く感じ、一刻も早く開設すべきだという考えを強く持っております。

また、今回この費用として計上されております、公共施設等適正管理推進債、これについては、全国の議長会からも継続を国のほうに求めております。継続を求めるということは、もう期限が決まっている事業債です。ですから一刻も早く進めるべきではないかと。

以上の観点から修正案には反対し、原案に賛成をいたします。

○議長（黒澤哲郎） ほかの討論を求めます。

次に、修正案に賛成の討論ございましたらお願いをいたします。

米山俊孝議員。

○11番（米山俊孝） 私は、全協のときにも発言させていただいておりますけど、「あまりにも唐突な話だ」ということで、修正案には賛成の立場、原案に反対の立場で討論させていただきます。

「一刻も早く造ってほしい」という気持ちは何ら皆様と変わるものではございません。ただ、この6,500万円かけた価値を住民の皆さん、町民の皆さんがみんなにちゃんと説明できますか、しましたかっていう部分。やはりこれは議会もあまりにも唐突な発表でありましたし、連絡でありました。それが、そのことに対して、町民も、町民と言いますか皆さんが、全然説明ないうちに議会が議決するということがあっちゃいけないと私は思うわけであります。

やはりそのためには、この修正案に至った事情が社会文教常任委員会の中の3ページのところ載っておりますけれど、上から2段目になりますが、「別の委員からは3月議会までに合意し、再提出するべきであるとの意見も出されました」というような内容が掲載されております。せめてこれだけかかりますということをしっかり公にして、皆さんに説明すべきではないかという部分で、その時間をぜひつっていただきたいということで、原案に反対、修正案に賛成の立場とさせていただきます。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） それでは、修正案に反対のご発言、さきほど挙手がございました。

米山郁子議員。

○4番(米山郁子) 私は、修正案反対、原案に賛成の立場で意見を申し上げます。

今回のこの「元気センター」仮称の建設にあたりましては、2017年の地域福祉連絡協議会からスタートしておりまして、2018年では検討会もスタートし、議論を重ねてきたわけでございます。そして、令和3年の1月15日の検討会のときに町長より「建物は改築する。旧店舗を取り壊し新築にする」というご説明がございました。検討委員会では、多数で賛成によりこの方向に向かうということは決められておったと私は認識しております。そして、1月22日の全協においてもきちんと議員に説明がございました。

私たち議員はですね、定例会におきまして、質問権、調査権がございます。このときに1月のときに、では新築にするならば、解体費も多くなるし、ましてや予算も大幅にかかるということは予測できたというふうに思います。

そんな中で、私も議員としてきちんと町に対して説明するように要請しなかったことは町民の皆様に深く反省したいというふうに思っております。しかしながら、もう決められたことは、きちんと進めていっていただきたいと思ひますし、また、この1カ月、2カ月の遅れによって、仕事はまだほかに条例の見直しや機能、性能の検討、それから管理、運営方法、それから災害対応や省エネルギー、ライフサイクルコスト、それから備品やその他整備、導入等、やらなければいけないことは山積みでございます。

そんな中、ぜひとも肅々と進めていただきまして、皆様の、町民の期待に応えるような施設にしていっていただきたいと思ひますので、今回、修正案に反対で原案に賛成といたします。

○議長(黒澤哲郎) ほかに、最後になるかと思ひますが、修正案に賛成意見ということで、発言をお願いいたします。

川瀬議員。

○5番(川瀬八十治) 先ほど、委員長報告の中で委員会の中、3人对3人の拮抗しておりますということで報告させていただきましたし、今回も本会議の中で皆さんの意見をお聞きする中で、「本当に拮抗しているな」というふうに感じました。

先ほどは、委員長の立場で発言させていただきましたが、今回は議員としての発言をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

まず、私、修正案に賛成ということで意見を述べさせていただきます。

先ほど来いろんな方からいろんな意見がいただいております。解体費については、当初1,900万円がいろんなものが落ちているために6,500万円かかるということは当然理

解できるかなというふうに思っております。

しかしながら、あの3,350万円を買った土地と建物であります。建物は300万円だけですよ。その300万円を解体して6,500万円かけると。その内容は、先ほどからも説明ありましたので、いろんな工事で6,500万円かかるよということではありますが、個人で考えてみてくださいよ。自分があれだけのものを何かしようと思って、購入して「さあ、建て直すぞ」といったときに6,500万円かかるっていったら「はい」って手を挙げられるかなと。やはりこれは、町もやっぱり税金で皆さんのお金を使っているわけですので、ぜひそこは考えるべきではないかというのが1点であります。

それから、令和3年度、本年度の当初予算64億3,000万円でスタートしたと思います。その後はコロナの関係で77億円くらいになっていると思うんですけども、実際、当初予算の64億から1億円ものお金を使うということは、これは私ちょっと疑問を感じるなというふうに思っているのは1点目であります。

それから、2点目でありますけれども、先ほど来、「早く建設を、早く建設を」って皆さんおっしゃいます。当然、私もそういうふうに思っておりますが、今の時点で考えますと、あそこは発掘せにゃならない。遺跡の関係がある。これはほぼ100%の遺跡があるということをお知らせを受けております。それは社文のときでも、担当課長のほうからも報告がありましたようにあるということでもあります。

それでですね、早く建てるに実際、遺跡が出て発掘を始めました。じゃあいつまでかかるんですか、ということがあります。決して早くは着工にはかかれない部分があるかなというふうに思っております。

それで費用についても、補助金はほとんど出ない。ほぼ、町の予算ということでもあります。期間はいつまでかかるかわからない。さらに費用がいくらかかるかわからない。この状態で進めていくのは果たして良いのか、そこら辺を冷静に鑑みました。やはり、議会のほうとしましても、当然、事業については先ほど協力してやってかなきゃいけない部分があるかと思えます。でも、予算が適正に使われているかどうかというところをチェックするのも議会の仕事じゃないかというふうに思っておりますので、今、ここでバックする、要するに後退するという意見じゃなくて、もう一度見直す部分は絶対に必要だというふうに私は考えております。

そんな意味で、お金のほうも1月18日にやっと概算費用でありますけれども、概算予算であります。6,500万円出た。検討委員会の方たちははっきり言って知らないまま進めてきた部分もありますので、しっかりと説明をする。また、議会の中でもしっかりと

協議をする。これが一番大事じゃないかなというふうに最後に思いましたので、発言をさせていただきます。

ということで、再度の検討をお願いするという意味で、修正案に賛成をさせていただきます。

以上であります。

○議長（黒澤哲郎） 全員の議員の方の発言が終わりました。

以上で討論を終了といたします。

それでは、議案第1号、令和3年度松川町一般会計補正予算（第6回）に対する修正案についての採決を行います。この採決は起立によって行います。

それでは、賛成の方の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（黒澤哲郎） 6名でございます。

賛成6名でございます。したがって、反対は6名とみなされます。

以上のとおり、賛成、反対が同数でございます。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により議長が本案に対して採決を行うこととなります。

修正案が提出をされたということ、また、本会議での採決結果が同数であるということは、町提出の原案に対し、現段階で十分な理解と賛同が得られていない状況であると認められると考えます。また、委員会主体として運営されている当議会として、本議案は担当である社会文教常任委員会に審議を付託しております。本会議の採決結果が同数であることから、審議を付託され、集中審議を行った社会文教常任委員会の審議結果を尊重すべきと考えるところであります。

よって、議案第1号、令和3年度松川町一般会計補正予算（第6回）に対する修正案については、議長として可決と決定をいたします。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

修正部分を除くその他の部分について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（黒澤哲郎） 全員賛成であります。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

=== 日程第2 町長あいさつ ===

○議長（黒澤哲郎） それでは、日程第2、町長あいさつであります。

宮下町長。

○町長（宮下智博） それでは令和4年第1回松川町議会臨時会の閉会に際しまして、私のほうからごあいさつをさせていただきます。

まず初めに、この臨時会ということにも関わらず会期を13日間とっていただいたということには感謝を申し上げます。

その審議の中で、やはり私どもの提案の中、仮称「元気センター」の解体工事の予算が認められなかったということは、今、残念に感じております。ただ、この審議の中で、同時に仮称「元気センター」の早期建設というのは、多くの議員各位とも思いが同じという共有ができたということは理解をさせていただきます。

今回の議決を受けまして、また、早期にやっていかなければいけないという思いも受けまして、再議も含め、早急に検討していく所存でございます。また、皆様にご審議をいただくこととなります。向いている方向性は同じということは共有ができましたので、どうか今後も熱心なご審議お願いいたします。

ありがとうございました。

閉 会

○議長（黒澤哲郎） これにて、令和4年第1回松川町議会臨時会を閉会といたします。

閉 会 午後2時42分

議員・説明員・事務局出席表

I. 議員出席表

議席 番号	氏 名	第1日	第12日
		1月21日	2月1日
1	塩 沢 貴 浩	○	○
2	米 山 義 盛	○	○
3	加賀田 亮	○	○
4	米 山 郁 子	○	○
5	川 瀬 八十治	○	○
6	大 蔵 洋	○	○
7	中 平 文 夫	○	○
8			
9	坂 本 勇 治	○	○
10	森 谷 岩 夫	○	○
11	米 山 俊 孝	○	○
12	間 瀬 重 男	○	○
13	松 井 悦 子	○	○
14	黒 澤 哲 郎	○	○

II. 地方自治法第 121 条の規定による出席者の職・氏名

職 名	氏 名	第 1 日	第 1 2 日
		1 月 21 日	2 月 1 日
町 長	宮 下 智 博	○	○
副 町 長	岡 田 憲 輔	○	○
教 育 長	小 平 順 一	○	○
総 務 課 長	米 山 政 則	○	○
まちづくり政策課長	佐々木 保	○	○
住 民 税 務 課 長	池 上 徹	○	○
会 計 管 理 者	池 上 徹	○	○
保 健 福 祉 課 長	加 山 隆 浩	○	○
産 業 観 光 課 長	田 中 学	○	○
建 設 水 道 課 長	原 高 広	○	○
リニア対策課長	小 沢 雅 和	○	○
こ ども 課 長	下 井 昭 二	○	○
生 涯 学 習 課 長	福 島 俊 美	○	○
議 会 事 務 局 長	塩 倉 智 文	○	○

III. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

職 名	氏 名	第 1 日	第 1 2 日
		1 月 21 日	2 月 1 日
議 会 事 務 局 長	塩 倉 智 文	○	○
書 記	高 橋 直 人	○	○

以上、会議の内容に相違なきことを認め、地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和4年 月 日

松川町議会議長 黒 澤 哲 郎

署名議員 米 山 郁 子

署名議員 川 瀬 八 十 治